

議案第14号

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和8年3月6日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年清水町条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--------------------------------|
| <p><u>（乳児等通園支援事業の実施）</u> <u>第8条</u> 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を利用する子どもを保育する事業をすることができる。</p> <p><u>（乳児等通園支援事業利用料）</u> <u>第9条</u> 前条に定める利用料については、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成30年清水町条例第16号）の定めるところとする。</p> <p>（委任） <u>第10条</u> （略）</p> | <p>（委任） <u>第8条</u> （略）</p> |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。